

## 「旭川市手話言語に関する基本条例制定 5 周年記念事業」 について（案）

### 1 背景

平成 28 年 7 月に旭川市手話言語に関する基本条例（以下「条例」という。）を制定し、令和 3 年度に制定 5 周年を迎えるところである。過去の本会議においても、委員からいくつか条例制定に係る記念事業の実施について意見が挙がっていたところであり、記念事業の必要性及び必要である場合その実施方法について協議する必要がある。

### 2 他市の状況

本市と同時期又は本市より先に条例を制定した中核市 6 市、道内政令市である札幌市及び手話施策に関し先進的な石狩市に対して、制定時を除いた記念事業の実施又は予定の有無の照会を行ったところであるが、石狩市以外は実績及び実施予定はないとの回答であった。

なお、石狩市では講演やパネルディスカッション等を行っている。

### 3 実施方法（案）

記念事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の防止に取り組みつつ、事業実施可能な団体等に対し、企画立案から実施までを委託により実施する。